

下関市告示第946号

令和2年(2020年)11月25日

下関市豊北町大字北宇賀区域内の一部について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第3項の規定に基づき下記のとおり筆界案を作成したので、同条同項の規定により公告する。

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 土地の所在・地番 下関市豊北町大字北宇賀字末殿ノ浴10044第1
(墓地)
- 2 筆界案を確認することができる場所 下関市役所豊北総合支所建設農林
水産課
- 3 筆界案を確認することができる者 当該土地の所有者その他の利害関係
人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者 下関市(豊北総合支所建設農林水産課)
- 5 公告期間 令和2年11月26日(木)から

令和2年12月15日(火)まで 20日間

筆界案の確認は期間中9時から17時まで行うこととする。

但し、下関市の休日を定める条例(平成17年2月13日条例第2号)第1条第1項及び第2項に定める日は除く。

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。

公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、同条同項の規定に基づき調査を行う。

公告期間：令和2年11月25日～12月14日